

# 中核的労働要求事項に関する方針声明

大東印刷工業株式会社はF S C - C O C規格（F S C - S T D - 4 0 - 0 0 4）で示される中核的労働要求事項を尊重し、従業員に安全で健康的な職場を確保し、従業員の人権を擁護するため以下の方針を表明します。

## 1. 児童労働の禁止

法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

## 2. 強制労働の禁止

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

## 3. 雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいなどによる差別、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど、人権を無視する行為は行いません。

## 4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

国連の提唱する普遍的原則（結社の自由・団体交渉権の承認）を支持します。

2022年7月制定  
大東印刷工業株式会社  
代表取締役社長 佐竹一郎